

# 沼津市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画 策定支援業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

## 1 目的・趣旨

本市においては、今後少子高齢化の急激な進展等に伴い、生活習慣病をはじめとする疾病の医療費が増加する傾向にある中、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸を目指す健康の保持増進、医療費の適正化を図るため、国の指針に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握するとともに、課題を明確にし、その課題解決のため効果的かつ効率的と考える保健事業を実施している。平成28年3月に沼津市国民健康保険データヘルス計画（第1期、2か年）を、平成30年3月に第2期データヘルス計画及び第3期特定健診等実施計画（6か年）を策定し、令和2年度には中間評価を実施して事業や目標値等の見直しを行った。今年度は現行計画の最終年度であり、データ分析及び事業の成果について確認するとともに、計画全体の目標や事業の評価・見直しを行い、次期計画を策定する。

次期計画を策定するに当たっては、「本市の既存事業や現在の状況の整理」「高精度なレセプト分析」「効果的・効率的な保健事業の選定」「計画書の表記・表現」等に専門的な知識、豊富な経験や企画力を要するため、十分な能力を有する事業者者に委託する。

業務の実施に当たっては、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析、及び調査結果の取りまとめに関する高度な専門性が求められるとともに、新たな視点や社会資源の活用提案とその検討を行う積極性が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「沼津市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

## 2 契約の概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 業務名  | 沼津市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務委託               |
| (2) 業務内容 | 別紙「沼津市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務委託 公募仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和6年3月29日まで   |
| (4) 契約金額 | 提案限度額 7,260,000円（消費税及び地方消費税を含む）                            |

### 3 問い合わせ・書類提出先

沼津市市民福祉部国民健康保険課 給付係

(〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所内)

担当 米田・佐藤

電話 055-934-4725 FAX 055-934-2509

E-mail kokuho@city.numazu.lg.jp

### 4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 平成 29 年度以降、国及び地方公共団体の同種業務受託実績を有しない者

### 5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 5 年 4 月 19 日(水) ホームページに掲載
2	質問受付	令和 5 年 4 月 26 日(水) 17 時までに電子メールで
3	質問回答	令和 5 年 4 月 28 日(金) 17 時までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込	令和 5 年 5 月 2 日(火) 17 時必着
5	プロポーザル参加承認の通知	令和 5 年 5 月 8 日(月) 12 時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日 から令和 5 年 5 月 19 日(金) 17 時まで
7	選考会（書類選考）	令和 5 年 5 月 24 日(水) 予定
8	選定結果の通知	令和 5 年 5 月 25 日(木) 予定
9	契約締結	令和 5 年 5 月 31 日(水) 予定

## 6 質問受付・回答

### (1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

### (2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

## 7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式3)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

### (1) 参加申込書 1部(様式1)

### (2) 同種業務実績表 1部(様式2)

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料(契約書・仕様書等の写し)を添付

### (3) 会社概要 1部(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)

### (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式4)

### (5) 登記簿謄本等 1部(申込日から3か月以内に発行されたもの)

- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し
- ・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し

### (6) 財務諸表(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)

### (7) 納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出)

(市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出)

#### ①市税納税証明書

- ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)
- ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書(最新のもの)

#### ②固定資産税納税証明書(最新のもの)

#### ③国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)

- ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
- ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

## 8 プロポーザルへの参加承認の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には企画提案書等の提出に関する案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の 17 時まで「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ①企画提案書提出届（様式5）
- ②企画提案書（様式自由）
- ③工程表（様式6）
- ④実施体制調書（様式7）
- ⑤見積書（様式自由、押印不要）

### (2) 企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ②「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを6部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

### (3) その他、注意事項

- ①企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き 10 ページ以内で作成すること。
- ②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

## 10 提案する内容

別紙「沼津市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務委託 公募仕様書」に沿い、提案を行うこと。

## 11 選考

### (1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「沼津市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

### (2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

## 12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

## 13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

## 14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

## 15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書(実施体制、連絡体制、工程等)を作成し、市の承認を得ること。

## 16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

## 17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿(業者名簿)に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

### 別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1) 企画提案力	①本業務に対する基本的考え方が具体的かつ適切か	5	60
	②計画策定の視点や方向性について、現計画や本市の特性・課題を踏まえた提案となっているか	10	
	③現状分析や課題抽出に有用なデータ分析手法の提案があるか	10	
	④本市の新たな課題または継続的な課題を明確に示し、それを踏まえた上での効果的かつ効率的な事業の提案があるか	20	
	⑤特定健診・特定保健指導について、実施内容や効果を検証し、より具体的かつ実現可能な取り組みが示されているか	10	
	⑥仕様書に示された事項以外に本市にとって有益な独自提案が示されているか	5	
(2) 業務遂行能力	⑦同種業務の実績は十分なものか	15	40
	⑧本業務に関する専門的知識や経験を有する者が配置されているか	10	
	⑨・事業を円滑に進められるような体制であるか ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か	15	
		100/100	

ただし、合計点数の平均が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。